

スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する 大学設置基準等の改正案のポイント

①SDの義務化

- ・ 大学は、その教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員※1を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修※2の機会を設けるほか、必要な取組を行うものとする。

※1 「職員」には、事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。

※2 第25条の3に規定するファカルティ・ディベロップメントを除く。

- ・ ほか、高等専門学校、大学院、専門職大学院及び短期大学についても同様に規定。

②その他

- ・ 本改正の施行日は、各大学における研修の計画・体制整備等に要する期間を考慮し、平成29年4月1日とする。

（参考）学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③～⑩ （略）